

公益社団法人大日本農会定款

沿 革

平成23年 7月 1日 認定登記

平成29年 5月23日 一部変更

目 次

- 第1章 総 則(第1条～第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条～第4条)
- 第3章 会 員(第5条～第10条)
- 第4章 総 会(第11条～第19条)
- 第5章 総裁及び顧問(第20条～第21条)
- 第6章 役 員(第22条～第28条)
- 第7章 理事会(第29条～第33条)
- 第8章 資産及び会計(第34条～第42条)
- 第9章 定款の変更及び解散(第43条～第46条)
- 第10章 農事功績者の表彰(第47条)
- 第11章 農芸委員等(第48条)
- 第12章 公告の方法(第49条)
- 第13章 事務局等(第50条)
- 第14章 補 則(第51条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人大日本農会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、食料の安定供給の確保及び農業生産活動による国土の保全、環境の保全、文化の伝承等多面的機能の発揮を図るため、農業及び農村の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業及び農村の振興・発展に関し特に功績ある者の表彰
- (2) 農業及び農村に関する講演会、研修会等の開催
- (3) 農業及び農村に関する調査研究
- (4) 農業及び農村に関する教育並びに農村青少年教育の振興
- (5) 農業及び農村に関する刊行物の発行並びに情報の提供及び普及
- (6) 農業及び農村に関する資料展示等による啓発
- (7) 農業及び農村の振興・発展に資する技術の開発・改良
- (8) 農業及び農村の振興・発展に関する政府等関係機関への意見具申
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して、次条の規定により入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため、次条の規定により入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 学識名望のある者又は農業上若しくはこの法人に功労のある者で、理事会において推薦された者(本人が同意した者に限る。)

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、正会員の場合は理事会、賛助会員の場合は会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、会員になったとき及び毎年、総会において定める額（以下「会費」という。）を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会を毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員総員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による決議)

- 第18条 総会に出席できない正会員は、書面により、又は他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。
- 3 第1項の規定により他の正会員の代理人として議決権を行使する場合においては、当該代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会に出席した理事の中から選出された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 総裁及び顧問

(総裁)

- 第20条 この法人は、総裁1名を推戴する。
- 2 総裁は、理事会の決議を経て総会において推戴する。
- 3 総裁は、この法人の名誉を象徴する。

(顧問)

- 第21条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会運営上の重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する経費の支払いをすることができる。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は会長が当たる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が別に定めるところにより、副会長又は常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 移行登記時の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 助成金又は交付金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第35条 この法人の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 東京都港区赤坂1丁目901番2の共有土地の持分
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会において定める。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経て、その一部若しくは全部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

2 会計に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(借入金)

第38条 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の決議を経て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、

- 理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 農事功績者の表彰

(表彰)

第47条 第4条第1項第1号の表彰のうち、農事功績者の表彰は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるところにより、総裁がこれを行う。

2 第1項に定めるものを除き、表彰は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるところによる。

第11章 農芸委員等

(農芸委員等)

第48条 会長が、事業執行上特に必要と認める場合には、農業及び農村に関する専門的立場から助言・指導又は調査研究する農芸委員等の委員を置くことができる。

2 農芸委員等に関する規定は、理事会の決議に基づき、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 事務局等

(事務局及び職員)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 3 職員の任免は、会長がこれを行う。ただし、重要な職員は、理事会の決議に基づき、会長が任免する。

第 1 4 章 補 則

(補 則)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の業務運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、武政邦夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成 2 9 年 5 月 2 3 日)

この定款の変更は、平成 2 9 年 5 月 2 3 日から施行する。